

書記官送達
8年2月25日午後 / 時30分

令和8年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記
令和6年(行ウ)第465号 相続税更正処分等取消請求事件
口頭弁論終結日 令和7年11月19日

判 決

5

[Redacted]

原 告

亡 [Redacted] 訴訟承継人

[Redacted]

10

[Redacted]

原 告

亡 [Redacted] 訴訟承継人

[Redacted]

[Redacted]

原 告

亡 [Redacted] 訴訟承継人

[Redacted]

15

[Redacted]

原 告

亡 [Redacted] 訴訟承継人

[Redacted]

原告ら訴訟代理人弁護士

三 木 義 一

同

春 日 通 良

同

山 本 洋 一 郎

20

同

菅 野 直 樹

同

松 本 道 弘

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

同代表者法務大臣

平 口 洋

25

処 分 行 政 庁

岐 阜 北 税 務 署 長

山 本 久 美 子

被告指定代理人 印 南 真 吾
同 小 林 真 帆
同 戸 田 行 重
同 辻 英 明
同 加 藤 昌 司
主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第 1 請 求

岐阜北税務署長が令和5年3月31日付けで亡[]に対してした、[]
[]に開始した被相続人[]の相続に係る亡[]の相
続税についての更正処分のうち、納付すべき税額116万1400円を超える
部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

15 第 2 事 案 の 概 要 等

1 事 案 の 概 要

亡[] (以下「本件妻」という。) は、夫である[] (以下「本
件被相続人」という。) の相続に係る相続税の申告及び修正申告をしたところ、
岐阜北税務署長は、本件被相続人の配偶者として本件妻が取得した米国の遺族
20 年金である「widow's benefits」を受給する権利 (以下「本件受給権」という。)
が相続税法3条1項6号所定の財産 (同項の改正の前後を問わず、同項各号に
規定する財産を以下「みなし相続財産」という。) に該当するものであり、そ
の評価額を本件妻の課税価格に加算すべきであるなどとして、本件妻の上記相
続税の更正処分 (以下「本件更正処分」という。) 及び過少申告加算税賦課決
25 定処分 (以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正
処分等」という。) をした。

本件は、本件妻が、本件受給権はみなし相続財産に該当しないなどと主張して、本件更正処分のうち本件妻の上記修正申告に係る納付すべき税額を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

5 なお、本件妻は、[REDACTED]に死亡し、本件被相続人と本件妻との間の子らである原告らは、本件妻を相続するとともに、本件訴訟を承継した。

2 関係法令等の定め

相続税法、相続税法施行令（令和3年政令第115号による改正前のもの。以下「施行令」という。）、相続税法施行規則（令和3年財務省令第17号による改正前のもの。以下「施行規則」という。）等の関係法令等の定めは、別紙1「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、別紙で定める略称は、
10 以下の本文においても用いる。

3 前提事実（当事者間に争いがなければ後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実。なお、枝番号のある書証は、特段の記載のない限り、枝番号を全て含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

15 ア 本件妻は、本件被相続人（[REDACTED]生、[REDACTED]死亡）の配偶者であった者である。（乙A2）

イ 本件被相続人は、日本企業に就職した後、昭和53年に婚姻した本件妻と共に、米国に12年程度海外赴任し、その後日本に帰国した。本件被相続人は、[REDACTED]（以下「本件相続開始日」という。）に死亡し、
20 同人の相続（以下「本件相続」という。）が開始した。（乙A2、3、弁論の全趣旨）

ウ 本件相続に係る法定相続人は、本件被相続人の配偶者である本件妻（本件相続開始日の当時65歳）と子である原告ら4名の合計5名であったところ、
25 本件妻及び長男である原告[REDACTED]（以下「原告長男」という。）が本件相続により財産を取得した（以下、本件妻と原告長男を併せて「本

件相続人ら」という。)。 (乙A2、5、6)

(2) 米国の年金制度について

ア 概要

米国の年金制度の概要は、要旨次のとおりである。(乙C1)

5 (7) 老齢・遺族・障害保険制度 (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance) においては、被用者及び年収が一定額以上の自営業者が、社会保障制度の加入対象者となる。

(イ) 保険料は、社会保障税として内国歳入庁が徴収し、年金給付は社会保障庁 (Social Security Administration) が行う。

10 (ウ) 年金加入期間が10年相当以上ある場合、老齢給付金 (Old-age benefits) の受給資格が得られる。

(エ) 米国の年金制度の加入期間が1年6か月以上ある者は、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年相当以上となる場合、米国の年金制度から老齢給付金を受けることができる。

15 (オ) 遺族年金制度がある。

イ 連邦規則集の規定

米国の年金制度が規定されている連邦規則集 (Code of Federal Regulations) 20巻 (Title 20) は、老齢給付金及び「widow's or widower's benefits」について、要旨次のとおり規定している (なお、
20 「widow's benefits」又は「widow's or widower's benefits」は、「寡婦 (・寡夫) 給付」と訳す例 (乙C2) もあるが、後記(イ)のとおり、老齢給付金の受給者等が死亡した場合にその遺族が年金を受給できる権利であるという性質に鑑み、本判決においては、以下「米国遺族年金」と訳すこととする。)。 (乙C2)

25 (7) 老齢給付金について (§ 404. 311)

a 老齢給付金の受給資格は、次のいずれかの時点から開始される。

(a) 完全退職年齢に達している場合、申請の対象期間内の月のうち、一部だけでも受給資格要件を全て満たしている最初の月。

(b) 省略

b 老齢給付金の受給資格は、死亡月の前月で終了する。

5

(イ) 米国遺族年金について

a § 404.335

次の(a)から(e)までの要件を満たす場合、完全な受給資格を持ち死亡した被保険者の寡婦又は寡夫として給付金を受ける権利がある。

(a) 被保険者の妻又は夫であり、次の(i)から(iv)までの条件のいずれかを満たしていること。

10

(i) 被保険者が死亡する直前まで、被保険者の妻又は夫としての関係が少なくとも9か月間継続していたこと。

(ii) 被保険者が死亡した月の前月に米国家族年金の受給資格があり、完全退職年齢に達している場合又は老齢給付金若しくは障害給付金のいずれも受給資格がない場合。

15

(iii)から(iv) 省略

(b) 申請を行うこと。ただし、次の(i)から(iv) (省略) までの条件のいずれかを満たす場合は、再度申請する必要はない。

(c) 60歳以上である、又は50歳以上で障害を有しており、次の(i)から(iv) (省略) までの条件を全て満たしていること。

20

(d) 被保険者の基本年金額以上の老齢給付金を受給する資格がないこと。

(e) 結婚していないこと。ただし、1983 (昭和58) 年より後の月に対する給付金については、次の(i)から(iv) (省略) までのいずれかに該当する場合を除く。

25

b § 404.337

(a) 米国遺族年金は、申請の対象となり、受給のための他の要件が全て満たされている最初の月から受給資格がある。

(b) 米国遺族年金の受給資格は、以下のうち最も早い時期に終了する。

(i) 被保険者の基本年金額と同額以上の老齢給付金の受給資格を得た月の前月。

(ii) 及び (iii) 省略

(iv) 亡くなった場合はその月の前月。

(c) 及び (d) 省略

c § 404. 338

(a) 毎月の給付金は被保険者の基本年金額と同額である。被保険者が62歳になる前に死亡し、1984（昭和59）年の後に初めて受給資格を得た場合、特別基礎年金額を計算して毎月の給付額を決定することができる。

(b) 及び (c) 省略

ウ、社会保障給付の生活費調整

米国では、社会保障給付による購買力がインフレによって損なわれないよう、支給される社会保障給付額について、毎年、生活費調整（Cost-of-Living Adjustment）が行われている。生活費調整は、消費者物価指数等が一定程度上昇した場合に適用されるものであるため、生活費調整により、社会保障給付額が増加することはあっても、減少することはない。実際にも、生活費調整は1975（昭和50）年以降実施されているが、2010（平成22）年、2011（平成23）年及び2016（平成28）年を除き、いずれの年も給付額を増加させており、生活費調整によって社会保障給付額が減少した年はない。（乙C3、4）

エ 米国遺族年金の受給方法

米国遺族年金は、解約（支給の取りやめ）自体は可能であるが、解約し

た場合、解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一時金として支給を受けることはできない。(乙C5)

(3) 本件妻による本件受給権の取得

5 ア 本件被相続人は、本件相続開始日の属する令和2年当時、老齢給付金を受給していた。(弁論の全趣旨)

イ 本件妻は、本件被相続人の死亡により、前記(2)イ(イ)aの規定に基づき、米国遺族年金(widow's benefits)を受給する権利(本件受給権)を取得した。本件受給権に係る令和2年の受給額は、月額1587米国ドル(年換算すると1万9044米国ドル)であった(以下、この1万9044米国ドルを「本件受給額」という。)(乙A1、4、弁論の全趣旨)

(4) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 本件妻は、令和3年2月2日、本件相続に係る相続税(以下「本件相続税」という。)について、別表1の「当初申告(期限内)」欄のとおり記載した申告書を岐阜北税務署長に提出した。(乙A5)

15 イ 岐阜北税務署長は、同税務署所属の調査担当者による調査を実施し、本件妻に対して調査結果を説明したところ、本件妻は、本件受給権を除く相続財産等の課税価格の一部に誤りがあったとして、令和4年12月28日、岐阜北税務署長に対し、本件相続税について、別表1の「修正申告」欄のとおり記載した修正申告書(以下「本件修正申告書」という。)を岐阜北

20 ウ 岐阜北税務署長は、令和5年2月10日付けで、本件妻に対し、前記イの本件相続税について、別表1の「過少申告加算税の賦課決定処分」欄のとおり、過少申告加算税の賦課決定処分をした。(乙A7、弁論の全趣旨)

エ 岐阜北税務署長は、本件受給権がみなし相続財産に当たること等を理由として、令和5年3月31日付けで、本件妻に対し、別表1の「更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分」欄のとおり、更正処分(本件更正処

分)及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件賦課決定処分)をした。(甲A1)

岐阜北税務署長は、本件更正処分において、本件受給権の価額を評価するに当たり、相続税法24条5項で準用する同条1項3号ハの「余命年数」として厚生労働省の作成に係る完全生命表を踏まえて算出した24年を、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」として本件受給額を、「予定利率」として令和2年における米国の社会保障年金信託基金の実効金利である2.6% (以下「本件実効金利」という。)を、それぞれ用い、別表2のとおり、本件受給権の価額を3594万3922円と評価した。

オ 本件妻は、令和5年6月22日、本件更正処分等を不服として、国税不服審判所長に審査請求をした。(甲A2)

カ 国税不服審判所長は、令和6年5月22日付けで、本件妻の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲A2)

キ 本件妻は、令和6年11月13日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

(5) 米国の社会保障年金信託基金の実効金利について

米国における老齢・遺族・障害保険制度においては、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税等の歳入が歳出を上回る分を社会保障年金信託基金(Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Trust Fund)に積み立てている。(乙C6)

この社会保障年金信託基金の運用利回りである実効金利は、当該基金が保有する証券のポートフォリオ全体を反映し、その年に獲得した利息をその年の平均保有資産水準で除して算出されるものであり、米国の社会保障制度において社会保障税として徴収された金額の運用利回りの実績として公表されているところ、2020(令和2)年における社会保障年金信託基金の実効金利は、2.6%であった(本件実効金利)。(乙C7、弁論の全趣旨)

(6) 平均余命年数及び邦貨換算レートについて

ア 厚生労働省が作成した平成27年の第22回完全生命表(女)(本件相続開始日において公表されていた最新のもの)における65歳女性の平均余命年数は、24.24年である。(乙C8)

イ 本件相続開始日である[REDACTED]における、本件妻の取引金融機関である株式会社[REDACTED]銀行の米国ドルの対顧客直物電信買相場(以下「TTB」という。)は、106.70円である。(乙C9、弁論の全趣旨)

4 本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

被告が主張する本件更正処分等の根拠及び適法性は、別紙2「本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」記載のとおりであり、原告らは、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

5 主な争点

- (1) 本件受給権が「定期金(括弧内省略。以下同じ。)に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか(争点1)
- (2) 本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか(争点2)
- (3) 本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか(争点3)

なお、原告らは、本件受給権の金銭的評価が不可能であること等を理由に、本件受給権が「財産」(相続税法3条1項柱書き)に当たらないとも主張しているが、同項柱書きが「当該各号に掲げる財産」と規定していることからすれば、「財産」に当たるか否かは、同項6号該当性に係る争点1の判断により決められるべきものであり、主な争点としては記載しないこととした。

6 主な争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1(本件受給権が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの

の」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか)について

(被告の主張)

ア 意義

5 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)とは、次の(ア)から(ウ)のような同号の沿革からすれば、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいう。

(ア) 昭和25年法律第73号による全部改正前の相続税法(昭和22年法律第87号。以下「旧相続税法」という。)においては、旧厚生年金保険法(昭和16年法律第60号)に基づく遺族給付について、「被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する定期金に関する権利(旧相続税法4条5号及び6号に掲げるものを除く。)」(旧相続税法4条7号)に該当し、相続財産とみなされることを前提に、保険給付として支給を受ける金銭(養老年金を除く。)を標準として租税公課を課さない旨規定していた旧厚生年金保険法29条により相続税が課税されないものと解されていた。

(イ) 旧相続税法の全部を改正して制定された相続税法(昭和25年法律第73号。以下「制定時の相続税法」という。)においては、同法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」
20 に該当する権利とは、恩給法に基づく扶助料に類する年金のように、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいうものと解されていた。

(ウ) そして、制定時の相続税法は、昭和29年法律第39号による一部改正(以下「昭和29年改正」という。)により、制定時の相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」
25 という文言に、「(恩給法(大正12年法律第48号)の規定による扶助

料に関する権利を除く。）」と付加され、恩給法の規定による扶助料に関する権利が除かれた。昭和29年改正は、恩給法の規定による扶助料に関する権利と性質を同じくする厚生年金保険法による遺族年金、労働者災害保障保険法による遺族補償費、国家公務員共済組合法による遺族給付等がそれぞれの法律において非課税とされていることについて、これらの「非課税」に相続税の非課税を含むと解した上で、これら遺族年金等を受給する権利と恩給法の規定による扶助料に関する権利との均衡を図る必要があるとの観点から、相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」から恩給法の規定による扶助料に関する権利を除くことにより、恩給法による扶助料に関する権利についても相続税を非課税としたものであった。

イ 本件におけるあてはめ

本件受給権は、連邦規則集の規定に基づき本件被相続人の遺族である本件妻が直接取得した米国遺族年金を受給する権利であるところ、当該遺族年金は、連邦規則集の規定に基づき、被保険者が死亡した場合に、一定の要件を満たす当該被保険者の配偶者に対し、当該配偶者が死亡するまで毎月支給されるものであるから、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利に当たる。

したがって、本件受給権は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たり、相続税の課税財産となる。

(原告らの主張)

ア 意義

(ア) 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」とは、被相続人に帰属すべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が、被相続人の死亡に直接起因して他者に移転した実体のある場合をいう。

このような定義は、相続税法3条1項1号から5号が、被相続人が掛

金又は保険料を負担した場合（同条1、3～5号）又は被相続人に支給されるべきであった退職手当金等（同条2号）を対象としていることと整合する。

5 (イ) 厚生年金保険法による遺族年金等の国内公的年金につき、個別法において設けられている非課税規定（厚生年金保険法41条、国家公務員共済組合法49条、地方公務員等共済組合法52条等）は、国内公的年金に係る支分権が非課税であることを定める規定であり、国内公的年金に係る基本権が非課税であることを定める規定ではない。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000
そして、被告が主張する定義を前提とすると、国内公的年金に係る基本権もみなし相続財産に該当し得るものであるところ、基本権に係る非課税規定が設けられていないにもかかわらず、国内公的年金に係る基本権については、実務上、非課税として扱われているのであって、被告が主張する定義は、これと整合していない。

イ 本件におけるあてはめ

15 「みなし相続財産」として相続税の課税対象になるためには、本件についていえば、本件被相続人に帰属すべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が同人の死亡に直接起因して請求人（相続人等）に移転した実体のある場合に当たることが必要であるところ、本件受給権のような公的年金制度の場合には、このようなことは全く想定できない。

20 したがって、本件受給権は「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たらない。

(2) 争点2（本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか）について

(被告の主張)

25 ア 適用される条項について

本件受給権は、その目的とされた者が死亡するまでの間、定期的に金銭

その他の物の給付を受ける権利である「終身定期金」（相続税法24条1項3号柱書き）に当たるから、同条5項が準用する同条1項3号によって評価すべきである。

5 そして、本件受給権は、解約自体は可能であるものの、解約した場合に解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一時金として支給を受けることはできないから、相続税法24条1項3号イ及びロに規定する金額がない。

 したがって、本件受給権の価額は、相続税法24条1項3号ハの規定を準用して評価することとなる。

10 イ 相続税法24条1項3号ハによる評価について

 本件受給権については、次の(ア)から(ウ)のとおり読み替えるなどした相続税法24条1項3号ハによって評価すべきであり、その評価額は、別表2「本件受給権の価額の評価明細書」のとおり、1万9044米ドル（本件受給額）に余命年数である24年に応ずる令和2年の実効金利2.6%（本件実効金利）による複利年金現価率17.689を乗じたものを邦貨換算した3594万3922円（1ドル=106.70円換算）となる。

 したがって、本件更正処分における本件受給権の評価額は正当である。

 (ア) 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」（相続税法24条1項3号ハ）について

20 「余命年数」は、施行令5条の9及び施行規則12条の6により、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）をいう。

 本件において余命年数の算出の対象となる者は、本件被相続人の死亡により本件受給権を取得した本件妻（本件相続の当時65歳）であるところ、本件相続開始日において公表されていた最新の厚生労働省の作成
25 に係る完全生命表における65歳女性の平均余命は24.24年である

ことから、「余命年数」は24年となる。

(イ) 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」(相続税法24条1項3号ハ)について

a 「当該契約に基づき」との文言は、契約に基づくもの以外のものについて相続税法24条1項3号を準用する同条5項に鑑み、「当該権利に基づき」と読み替えるのが相当である。

b 仮に、将来の「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合に権利の評価が一切許されないとすると、当該権利が課税財産に含まれるにもかかわらず、相続税額の計算が不可能になるという不都合が生ずるが、相続税法がそのような不都合を予定しているとは解されない。

そして、相続税法24条1項3号ハの趣旨が、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定するものであることに照らし、同号ハは、将来の「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合には権利の評価を一切許さないという趣旨を含む規定ではなく、そのような場合には、合理的な評価の方法を用いて「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算出することを許容するものと解するのが相当である。

本件についてみると、本件受給権に基づいて支給される遺族年金の金額は、米国社会保障庁から毎年末ないし翌年初めに送付される「Your New Benefit Amount」という書類を受領しなければ翌年の受給額を知ることができず、本件妻が本件受給権を取得した時には、将来の生活費調整を織り込んだ「給付を受けるべき金額」は判明していなかった。もともと、権利取得時に判明している金額(本件受給額)をもって毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うことは合理的である上、

相続税法24条1項3号の趣旨に反するものではない。また、米国の生活費調整は、消費者物価指数等が一定程度上昇した場合に適用されるものであり、これによって社会保障給付額が増加することはあっても減少することはないから、本件受給額は納税者に有利な金額である。

したがって、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、本件相続により本件妻が受給することとなった米国遺族年金の月額である1587米国ドルを年換算した1万9044米国ドル（本件受給額）となる。

(ウ) 「当該契約に係る予定利率」(相続税法24条1項3号ハ)について

a 本件受給権は契約に基づかない権利であるから、「当該契約に係る予定利率」は存在しない。もっとも、相続税法24条1項3号ハは、

「当該契約に係る予定利率」が存在しない場合には権利の評価を一切許さないという趣旨を含む規定ではなく、そのような場合には基準年
利率(利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率をいう。)等の合理的な評価の方法を用いることを許容するものと解するのが相当である。

b 平成22年法律第6号による一部改正(以下「平成22年改正」という。)によって、相続税法24条1項が予定利率を用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨は、制定時の相続税法24条1項で定めていた所定の倍数や倍率を用いた評価方法では、評価時点における金利水準等を反映できない結果、かかる評価方法に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いものになってしまうこと等に対応するためである。

このような沿革からすれば、相続税法24条の定める定期金に関する権利の評価方法は、契約で定まった予定利率を用いること自体に合理性があるのではなく、評価時点における金利水準等を加味して当該

権利の現在価値を適切に算定することを念頭に置いたものであるから、同法3条1項6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものものの価額の評価について同法24条1項3号ハを準用する場合に、「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき利率は、必ずしも、当該利率による運用の結果に基づいて定期金給付額が定まるものであることまで要するものではないと解するのが相当である。

予定利率とは、一般に、生命保険会社が保険料を計算するときに想定した運用利回りのことをいうこと、本件受給権が米国遺族年金を受給する権利であることからすると、上記の評価に当たり採用すべき利率は、米国遺族年金に関する運用利回りを用いるのが合理的である。この米国遺族年金に関する運用利回りは、米国社会保障庁によって、社会保障年金信託基金がその年に獲得した利息をその年の平均保有資産水準で除して計算した実効金利として公表されている。

したがって、本件受給権の評価額を算出する際の基礎となる「予定利率」は、令和2年における社会保障年金信託基金の実効金利である2.6%（本件実効金利）とするのが相当である。

ウ 原告らの主張に対する反論（「余命年数」について定める施行令5条の9及び施行規則12条の6が相続税法24条1項3号の委任の範囲を逸脱していないこと）

(ア) 「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的とされた者」があと何年生きられるかは誰にも分からず、同人の余命年数は判明していないから、施行令5条の9及び施行規則12条の6が「余命年数」について、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値である「平均余命」と定めることには合理性がある。また、相続税法24条1項3号ハの「余命年数」として「平均寿命」を用いるとの考え方を採ることは、同号ハの「当該契約に関する権利を取得した時」

において「その目的とされた者」が完全生命表上の平均寿命を超える年齢であった場合の「余命年数」の計算方法が明らかでなく、採用し難い。そして、厚生労働省の作成に係る完全生命表は、特に重要な統計として、統計法に基づき基幹統計に指定されているものである。

5 これらによれば、相続税法24条1項3号ハの「余命年数」を上記生命表に掲げる「平均余命」と定めることは、「余命年数」を定めることを委任した同号ハの趣旨ないし目的に反しないことは明らかである。

(イ) 原告らは、平成22年改正において考慮されたのは「平均寿命」であって「平均余命」ではないと主張する。

10 しかしながら、平成22年改正において、「平均寿命」という文言を用いているものの、「平均余命」という概念と明確に区別した上で「平均寿命」という文言を選択して使用したことをうかがわせる形跡はないから、相続税法24条1項3号の改正経緯で考慮されたのは「平均寿命」であって「平均余命」ではないということはできない。また、平均寿命だけでなく、全年齢の平均余命についても昭和25年以降一貫して伸びていることからすれば、「余命年数」を「平均余命」と定めることは、平均寿命を踏まえるという平成22年改正の趣旨に反するものではない。

15
20 そして、制定時の相続税法24条1項3号は、終身定期金の評価方法につき、終身定期金を平均寿命までの年数を限度に評価する趣旨のものではなかった。さらに、平成22年改正は、平均寿命の伸長等や社会情勢の変化等を踏まえて終身定期金の評価方法を改めたものであるが、平均寿命までの年数を限度に評価する趣旨ではないという終身定期金の評価方法の考え方を上記改正が変更したことをうかがわせる形跡はない。

以上によれば、原告らの上記主張は理由がない。

25 (原告らの主張)

ア 相続税法24条1項3号を準用できないこと

本件受給権は、相続財産とみなすために必要な、①被相続人に本来相続税の対象となるような金銭の負担がなく、②当該負担に見合う解約返戻金又は一時金もなく、③余命年数にわたり受け取ることができる年金総額も定まっておらず、その現在価値が測定不能であるから、相続税法24条5

イ 相続税法24条1項3号ハによる具体的な評価が違法であること

(ア) 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」について

a 「余命年数」について定める施行令5条の9及び施行規則12条の6は、次のとおり、相続税法24条1項3号の委任の範囲を逸脱しており無効である。

授權規定たる相続税法24条1項3号の文理から、余命年数が平均余命であるということとはできない(授權規定の文理)。また、相続税法24条1項3号が下位法令に委任したのは、主として、法律によって定めると迅速性に欠けるという点にあり(下位法令への委任の趣旨)、委任に当たっては租税法律主義の要請がある(委任命令により制限される権利利益の性質)ことからすれば、委任命令の制定に当たり、行政機関に対して自由で広範な裁量が認められるべき場面ではない。

そして、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという相続税法24条1項3号ハの趣旨に加え、終身定期金に係る将来の給付額の総和をあらかじめ確定することはできないが、基本権の価値は将来の給付額の総和を超えるものではないから、相続開始時点で将来の給付額を見込むものでなければならないこと等からすれば、相続税法24条1項3号の「余命年数」については、生存する高い蓋然性が認められ、その間にわたる将来の給付が確実に見込まれる年数をいうべ

きであり、その算出に当たり、50%程度の生存率にすぎない平均余命を用いることは不合理である（授權法の趣旨等）。

5 b 原告らの主張は、「余命年数」として具体的な年数を明らかにする必要はないことを前提とするものであり、その解釈としては、相続税法24条1項3号ハの趣旨に基づき、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額が実際の受取金額に照らして合理的なものとなるか否かを問題とすべきである。例えば、相続人が著しく高齢である場合には、定期金に関する権利の評価額を零とすることも否定されない。

10 c 被告は、終身定期金の評価方法を定める相続税法24条1項3号を改正して平均余命を用いることとした平成22年改正の趣旨が平均寿命の伸長等にあると主張するが、平均余命と平均寿命とは別の概念である。また、平成22年改正前の相続税法24条1項3号が平均寿命までの年数を限度に評価するものではなかったとしても、平成22年改正により同号の評価方法が根本的に改められたのであるから、平成22年改正前の条文に基づいて同改正後の条文の解釈を論ずること自体が誤りである。

(イ) 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」について

20 被告は、「当該契約に基づき」との文言を「当該権利に基づき」と、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と、それぞれ読み替える。

25 しかしながら、「平均額」は、受給者が受給開始後死亡するまでの総額をその期間で割った金額であるから、支給総額が相続開始時に判断できなければならないが、受給者がいつまで生存するか、支給額がどう変動するか、日本及び支給国の財政事情で大きく変動するから、これを算定することは不可能である。相続税法24条5項が同条1項3号を準用

しているからといって、無理矢理計算するために要件を変えることが許容されるものではない。このように、相続税法が「平均額」と定めているのに、被告は、平均額とはなり得ない数字を任意に取り出し、他に合理的なものが見つからないとして、具体的な受給額をもって平均額と強弁している。

上記のような二重の読み替えは納税者の予測可能性を超えて拡大解釈するものであり、租税法律主義に反する。

(ウ) 「当該契約に係る予定利率」について

次のとおり、予定利率と実効金利は、形式的にも実質的にも異なるものであるから、予定利率を実効金利と読み替えることはできない。

a 予定利率は契約において生命保険会社等が約束した利率であり、基本的に変更できないものであるから、その総額が計算可能となる。

他方、実効金利は常に変動し、公的年金に関する大きな制度変更も懸念されるため、将来の予想はつかないし、これに基づく総額の算定も不可能である。

b 予定利率は一般に保険会社が想定した運用利回りであり、契約者から払い込まれた保険料を予定利率で運用することが保険給付の前提となっているから、予定利率による複利運用を想定することには合理性がある。

他方、米国の年金制度は、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うことを基本としているところ、社会保障年金信託基金の積立ては、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税等の歳入が歳出額を上回る部分を積み立てているにすぎないから、実効金利によって運用された当該基金が現実に米国遺族年金給付の支払に充てられるか否かさえ明らかでない。そのため、同基金の運用利回りと各回の年金給付との間に直接の関連性はない。

c 被告の主張する基準年利率の定義からすれば、本件受給権の関連では米国の国債に基づいて計算される年利率がこれに相当するというべきであり、実効金利が「予定利率」に代わる合理的な利率であるということにはならない。

5 ウ 小括

したがって、本件更正処分における本件受給権の評価額は、違法なものである。

(3) 争点3 (本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか) について

10 (原告らの主張)

国内外の公的年金受給権については、次のア及びイのとおり、相続税の課税対象外となっているにもかかわらず、次のウのとおり、合理的な理由なしに、本件受給権を含む国外公的年金受給権についてのみ相続税が課税されている。このように、国内年金受給権を非課税とし、国外年金受給権に課税する運用は、差別的課税に当たり、憲法の定める平等原則に違反する。

15 ア 相続税法3条の規定の推移

制定時の相続税法では、みなし相続財産の対象に恩給法の規定による扶助料に関する権利が含まれることとなったが、仮に、被告の主張するように、定期金に関する権利を定めた相続税法3条1項6号が、広く法律に基づく定期金を対象とするものであれば、上記扶助料に関する権利を明記する必要はなかつたはずである。

20 そうすると、当時の立法者としては、公的年金受給権については、みなし相続財産の対象に当たらないものと認識していたというべきである。

イ 評価規定の要件改正によって公的年金について評価ができなくなったこと

25 平成22年改正により、終身定期金の価額に関する評価規定が改正され、相続税法24条1項3号のとおり定められた。もともと、国内外の公的年金

受給権については、同号の定める①解約返戻金の額（同号イ）、②一時金の額（同号ロ）、③予定利率による金額（同号ハ）のいずれも制度上算定することができず、評価規定である同号を適用することができなくなった。

そのため、国内外の公的年金受給権は、いずれも相続税法24条1項3号
5 による評価をして課税することができないものとなった。

ウ 国内公的年金と国外公的年金の差異がないこと

被告は、国内外の公的年金に関する社会保険料の二重払いの問題に対応するため、諸外国との間で社会保障協定を締結し、日本と諸外国における就労期間を通算することを可能にするなどしてきたところ、税制面において、国内
10 内外の公的年金を差別的に取り扱う合理的な理由はない。

また、被告は、各国の公的年金制度には様々な違いがあると主張するが、本件で問題となっている米国の公的年金は、社会保険（公的年金）に基づく、被保険者の死亡に起因する遺族の固有の公法上の受給権という法的性質のも
15 のであり、日本の公的年金と同質のものである。

以上のとおり、国内公的年金とは異なり、国外公的年金に差別的に課税することに合理的理由はない。

（被告の主張）

年金制度全体やその中での遺族年金の位置付け、遺族年金の支給水準等が国によって様々であることを踏まえると、国外の遺族年金受給権を、国内の
20 遺族年金受給権と同様に、一律に相続税の課税財産としないことは必ずしも
適当ではないというべきであって、国内の遺族年金受給権と国外の遺族年金受給権との間の取扱いの差異は合理的な理由に基づくものであるから、差別的課税ということとはできない。

したがって、本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することは、平等
25 原則に違反するものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件受給権が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」
(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか)について

(1) 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1
項6号)該当性

5 ア 判断の枠組み

相続税の課税の対象となる財産は、相続又は遺贈により取得した財産で
あるところ(相続税法2条)、実質的には相続又は遺贈により取得したも
のと同視すべき財産であるのに、法律的には相続又は遺贈により取得した
10 財産とはいい難いものがある。しかしながら、法律的にみて相続財産又は
遺贈により取得した財産でないからとの理由でこれを一律に相続税の課
税対象から除外するのでは、相続税負担の不均衡とほ脱を許すことになり
かねない。そこで、相続税法は、法律的には相続又は遺贈による取得財産
に該当しないものであっても、実質的に相続又は遺贈による取得財産と同
視すべき幾つかのものについて、これを相続又は遺贈により取得したもの
15 とみなして(みなし相続財産)課税財産に取り込むことによって、相続税
負担の回避を防ぎ、実質的な負担の公平を図っているものと解される。

相続税法3条1項6号の文理に加え、同号が上記の趣旨で設けられた規
定であることからすれば、同号の定める「定期金に関する権利で契約に基
づくもの以外のもの」とは、法令等(外国の法令を含む。以下同じ。)の
20 規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいうと解
するのが相当である。

イ 本件における検討

本件についてみると、本件受給権は、米国連邦規則集の規定(連邦規則
集§404.335)に基づき、本件被相続人の遺族である本件妻が直接
25 取得した米国遺族年金を受給する権利であるから(前提事実(2)イ(イ)、(3)
イ)、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権

利であると認められる。

したがって、本件受給権は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相続税法3条1項6号）に当たり、相続により取得したものとみなされるから、相続税の課税財産となる。

5 (2) 原告らの主張について

ア 原告らの主張する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の定義について

原告らは、相続税法3条1項1号から5号までの規定との整合性を理由に、同項6号の「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」とは、被相続人に帰属するべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が、被相続人の死亡に直接起因して他者に移転した実体のある場合をいうと主張する。

しかしながら、相続税法3条1項6号には、同項1号及び3号から5号における「被相続人が負担した保険料」や「被相続人が負担した掛金又は保険料」、同項2号における「被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与」のように、被相続人に帰属するべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利の存在を前提としていることをうかがわせる文言はない。

また、相続人等が法令等によって定期金に関する権利を取得する場合においても、実質的には相続又は遺贈により財産を取得したものと同視すべき状況が生ずることからすれば、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」を前記(1)アにおいて説示したように解することは、相続税負担の回避を防ぎ、実質的な負担の公平を図るという相続税法3条の趣旨にも沿うものである。

そうすると、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」について、被相続人に帰属するべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した

権利が他者に移転した実体のある場合に限るべきということとはできないから、原告らの主張を採用することはできない。

イ 被告の主張する定義は、国内公的年金の基本権が非課税とされている課税実務と整合していない旨の原告らの主張について

5 (ア) 相続税法の改正の経緯等について

制定時の相続税法3条1項6号は、「被相続人の死亡に因り相続人その他の者が恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利」として、恩給法の規定による扶助料に関する権利はみなし相続財産である旨定めており、また、同号にいう「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」とは、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいい、これには、厚生年金保険法による遺族年金、労働者災害保障保険法による遺族補償費、国家公務員共済組合法による遺族給付等が含まれると解されていた（乙B1）。

昭和29年改正後の相続税法3条1項6号においては、「被相続人の死亡に因り相続人その他の者が定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの（恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料に関する権利を除く。）を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利（括弧内省略）」と改められ、「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」の文言はそのままに、恩給法の規定による扶助料に関する権利がみなし相続財産から除外された（乙B13）。このような昭和29年改正の趣旨は、制定時の相続税法3条1項6号が「恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」を相続税

の課税対象としていたところ、恩給法には同法の規定による扶助料に関する権利を非課税とする旨の規定はない一方、同権利と性質を同じくする厚生年金保険法による遺族年金等がそれぞれの法律において非課税とされていたことを踏まえ、恩給法の規定による扶助料に関する権利を課税対象から除くことにより、厚生年金保険法による遺族年金等を受給する権利と恩給法の規定による扶助料に関する権利との均衡を図ることにあった（乙B14～16）。

昭和29年改正の上記経緯のとおり、相続税法は、同改正の前後を通じて、厚生年金保険法による遺族年金等が相続税の課税対象となることを前提としており、厚生年金保険法等の個別の規定により遺族年金等が課税対象から除かれているものと整理されていた。

(イ) 厚生年金保険法等における非課税規定について

原告らは、国内公的年金の個別法における非課税規定として、厚生年金保険法41条2項を例示した上で、このような個別法の規定は、支分権について非課税とする規定である旨主張する。

しかしながら、厚生年金保険法41条2項は「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。」と定めており、その文理からすれば、各回の給付に係る所得税等についてのみ非課税とする旨を定めているものとは解されない。

また、厚生年金保険法による遺族年金は、遺族の生活安定に必要な資金であるといった政策的配慮から例外的に非課税とされているところ、その趣旨は、相続税の課税についてもあてはまる。

そして、上記の趣旨に加えて、遺族年金に係る基本権の経済的価値は、将来にわたって受け取るべき遺族年金の金額を取得時の現在価値に引き直した金額の合計額として把握することができることからすれば、厚生年金保険法41条2項等の非課税規定について、基本権と支分権とを

5 区別して、支分権についてのみ定めた規定であると解することは、その
実態にもそぐわないものといえる。

以上からすれば、厚生年金保険法41条2項は、遺族年金について、
各回の給付を所得税等の課税対象としないのみならず、将来受給する分
6 を含めて、相続税の課税対象ともしないとする趣旨を含む規定であると
解するのが相当である。このことは、厚生年金保険法のみならず、他の
公的年金に係る非課税規定についても同様である。

(ウ) 小括

原告らの主張は、国内公的年金の基本権が個別法の規定により非課税
10 とされているものではないとの見解を前提とするものであるところ、前
記(ア)及び(イ)のとおり、厚生年金保険法による遺族年金等について相続
税の課税対象から除かれているのは、原告らの主張する見解を前提とす
るものではないから、原告らの主張は採用することができない。

2 争点2 (本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか) につい
15 て

(1) 準用される条項について

ア 前記1のとおり、本件受給権は、相続税法3条1項6号の定める「定期
金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たるから、同法24
条5項が準用する同条各項の規定が準用される。

20 イ そして、本件受給権は、被保険者の基本年金額と同額以上の老齢給付金
の受給資格を得るなどの事情がない限り、本件妻が死亡するまで、定期的
に金銭が支給されるものであり(前提事実(2)イ(i) b、c)、その目的とさ
れた者が死亡するまでの間、定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利
である「終身定期金」(相続税法24条1項3号柱書き)に当たるから、
25 同条5項が準用する同条1項3号によって評価するのが相当である。

ウ そして、米国遺族年金に係る受給権は、解約自体は可能であるものの、

解約した場合に解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一時金として支給を受けることはできない（前提事実(2)エ）。そうすると、本件受給権には相続税法24条1項3号イ及びロに規定する金額がないから、本件受給権の価額は、同号ハの規定を準用して評価することとなる（相続税基本通達24-4参照）。

エ 原告らは、本件受給権の現在価値を測定することができないから相続税法24条5項により同条1項3号を準用することはできない旨主張するが、後記(2)のとおりその現在価値を評価することができるのであって、原告らの主張を採用することはできない。

(2) 相続税法24条1項3号ハによる評価について

ア 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」（相続税法24条1項3号ハ）について

(ア) 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者」について

相続税法24条1項3号ハの趣旨は、その規定内容に照らすと、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定するものであると解される。したがって、余命年数の算出の対象となる「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者」

(同号ハ) 及び「同号の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者」（施行令5条の9）とは、終身定期金に係る定期金給付契約に関する権利を取得した者を意味すると解される。そして、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、相続税法24条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、余命年数の算出の対象となる者とは、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」を取得した者をいうと解するのが相当である。

本件受給権を取得したのは本件妻であるから、余命年数の算出の対象となる者は、本件妻である。

(イ) 「余命年数」について

「余命年数」は、相続税法24条1項3号ハの規定を受けて定められた施行令5条の9及び同条の規定を受けて定められた施行規則12条の6により、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）により算出されることとなる。

そして、本件相続開始日において、本件妻は65歳であったところ（前提事実(1)ウ）、当時公表されていた最新の完全生命表における65歳女性の平均余命年数は24.24年であり（前提事実(6)ア。財産評価基本通達200-3参照）、一年未満の端数を切り捨てた年数は24年となる。

(ウ) 小括

以上より、「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」は、必要な読み替えを踏まえ、24年となる。

イ 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」（相続税法24条1項3号ハ）について

(ア) 「当該契約に基づき」について

「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、相続税法24条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、同号ハにいう「当該契約に基づき」との文言は、「当該権利に基づき」と読み替えるのが相当である。

(イ) 「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」について

a 相続税法は、その22条において、財産の評価の原則として、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時にお

ける時価によることとし、具体的な評価方法については解釈に委ねる一方で、定期金に関する権利を含む一部の財産については、同法23条から26条において特別の定めを置いている。相続税法がこのような特別の定めを置いている趣旨は、一部の財産については、一定の財産的価値を有しているとしても、時価を把握することが困難であるなどの理由から、具体的な評価方法を解釈に委ねるのではなく、これを法定したものと解するのが相当である。

そして、取得の時ににおける時価の評価についての特別の定めとして置かれた相続税法24条1項3号ハの趣旨は、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定することにある。

b 前記aのとおり、相続税法は、取得の時ににおける時価について、具体的な評価方法を原則として解釈に委ねており、同法24条1項3号ハの趣旨は、相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定することに主眼がある。

また、「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合に、相続税法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されないとすると、権利を取得した時において定期金給付事由が発生している終身定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得した結果、当該権利が相続税の課税財産に含まれるにもかかわらず、当該権利の評価が不可能になり、ひいては相続税額の計算が不可能になってしまうという不都合が生ずる。

以上のとおり、相続税法における財産の評価の仕組みに加え、同法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されなかった場合に不都合が生ずることを踏まえると、同号ハの規定は、権利の取得時にお

5
いて将来の「給付を受けるべき金額」が判明していない場合には、合理的な評価の方法を用いて「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算出することを許容していると解するのが相当である。そして、このことは、同法3条1項6号により、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」が相続又は遺贈によって取得したとみなされる場合においても同様である。

10
c 本件についてみると、前提事実(2)ウ及び証拠(乙C4)によれば、米国遺族年金の支給金額は、毎年、生活費調整の要否が検討され、生活費調整がされる場合にはその分が支給金額に加算されるものであり、受給期間中、変動(増加)し得るものであつて、個々の受給者は、米国社会保障庁から毎年末ないし翌年初めに送付される「Your New Benefit Amount」という書類を受領しなければ、生活費調整を踏まえた翌年の受給額を知ることができないと認められる。そのため、本件妻が本件受給権を取得した時において、将来の生活費調整を織り込んだ「給付を受けるべき金額」は判明していなかった。

15
ところで、本件受給権に基づき給付を受けるべき金額は、被保険者の基本年金額と同一であり(前提事実(2)イ(イ)c)、本件妻は、本件相続開始日の属する令和2年に老齢給付金として月額1587米国ドル(年換算すると、本件受給額と同額である。)を受給していた(前提事実(3)イ)。

20
そして、米国では、支給される社会保障給付額について、毎年、生活費調整が行われており、生活費調整により、社会保障給付額が増加することはあっても、減少することはないのであるから(前提事実(2)ウ)、本件受給権に基づいて給付を受けるべき金額の年額は、本件受給額を下回るものではなかった。

25
さらに、相続税法24条1項3号ハが定める「給付を受けるべき金

額の一年当たりの平均額」は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すに当たり、その算定に用いる1年間に給付を受けべき金額について、毎年異なる場合であっても、毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うという趣旨のものであると解されるところ、本件受給額をもって毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うことは、上記の趣旨に反するものではないのみならず、生活費調整による加算分を算入しない分、評価上の安全性が考慮されたものといえる。

以上のような米国遺族年金の給付の仕組み及び相続税法24条1項3号ハの趣旨等に照らすと、「給付を受けべき金額の一年当たりの平均額」について、将来の生活費調整を織り込んだ給付を受けべき金額に代わり、本件妻が本件受給権を取得した時に判明していた本件受給額とすることは、合理的なものといえることができる。

したがって、「給付を受けべき金額の一年当たりの平均額」は、本件相続により本件妻が受給することとなった米国遺族年金の月額である158.7米国ドルを年換算した1万9044米国ドル（本件受給額）と評価すべきである。

(ウ) 小括

以上より、「当該契約に基づき給付を受けべき金額の一年当たりの平均額」については、必要な読み替えを踏まえ、1万9044米国ドル（本件受給額）となる。

ウ 「当該契約に係る予定利率」（相続税法24条1項3号ハ）について

(ア) 前記イ(イ) a 及び b と同様に、相続税法における財産の評価の仕組みに加え、同法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されないとした場合に不都合が生ずることを踏まえると、同号ハの規定は、「当該契約に係る予定利率」が存在しない場合であっても、これに代わり、合理

的な評価の方法を用いることを許容していると解するのが相当である。
そして、「当該契約に係る予定利率」が存在し得ない「定期金に関する
権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、同法24
条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、同法3条1項
5 6号により、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」が
相続又は遺贈によって取得したとみなされる場合においても、相続税法
は、合理的な方法により上記評価を行うことを許容していると解するの
が相当である。

(イ) 本件についてみると、本件受給権は契約に基づかない権利であるから
10 (前提事実(3)イ)、「当該契約に係る予定利率」は存在しない。

この点、平成22年改正によって、相続税法24条1項が予定利率を
用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨は、制定
時の相続税法24条1項で定めていた所定の倍数や倍率を用いた評価方
法では、評価時点における金利水準等を反映できない結果、かかる評価
方法に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いも
15 のとなってしまうこと等に対応するためであった。このような沿革から
すれば、相続税法24条の定める定期金に関する権利の評価方法は、当
該権利の現在価値を評価時点における金利水準等を加味して適切に算定
することを念頭に置いたものといえる。そして、予定利率とは、一般に、
20 生命保険会社が保険料を計算するときに想定した運用利回りのことをい
い、給付される保険金の額を直接算定するものではないことをも勘案す
ると、同条5項により同条1項3号ハを同法3条1項6号に規定する定
期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について
準用する場合に、「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき
25 利率は、必ずしも、当該利率に基づいて定期金給付額が直接定まるもの
であることまで要するものではないと解される。

以上に加えて、本件受給権が米国遺族年金を受給する権利であることからすると、「当該契約に係る予定利率」に代わるものとしては、米国遺族年金に関する運用利回りである実効金利を用いるのが合理的である。

(ウ) 以上より、「当該契約に係る予定利率」に代わるものとして、令和2年における社会保障年金信託基金の実効金利である2.6%（本件実効金利。前提事実(5)）を用いるのが相当である。

エ まとめ

本件相続開始日における本件受給権の価額の評価に当たっては、前記アのとおり、「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」については24年を、前記イのとおり、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」については本件受給額を、前記ウのとおり、「当該契約に係る予定利率」については本件実効金利をそれぞれ用いて評価することが相当である。

そして、本件相続開始日における本件妻の取引金融機関が公表する米国の対顧客電信買相場（TTB）106.70円を前提に（前提事実(6)イ。財産評価基本通達4-3参照）、本件受給権の評価額についてみると、別表2「本件受給権の価額の評価明細書」のとおり、1万9044米ドルに余命年数である24年に応ずる令和2年の実効金利2.6%による複利年金現価率17.689を乗じたものを邦貨換算した3594万3922円となる。

本件更正処分における本件受給権の評価額は、これと同額であり、正当なものといえる。

(3) 原告らの主張について

ア 「余命年数」について定める施行令5条の9及び施行規則12条の6が相続税法24条1項3号ハの委任の範囲を逸脱しており無効であるとの主張について

(ア) 相続税法 24 条 1 項 3 号ハ及びその委任の趣旨について

相続税法 24 条 1 項 3 号ハの趣旨は、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという評価の方法を規定することにある。そして、同号ハが「余命年数」という文言を用いていること及び実際の余命年数の算出が不可能であることからすれば、同号ハは、余命年数を踏まえて算定された評価額と実際に給付を受けることとなる金額の現在価値との間で一定の差異が生ずることを当然に許容しているというべきであり、原告らが主張するような、将来の給付を確実に見込むことのできる期間であることを求める趣旨やそのような期間を算出できなければ評価をしてはならないとの趣旨を含むものとは解されない。

また、終身定期金の価額の評価方法について定めた相続税法 24 条 1 項 3 号は、平成 22 年改正前においては、1 年間に受けるべき金額に年齢区分に応じた倍数を乗じて算出した金額とする旨定めていたところ、平成 22 年改正により、現行法のとおり余命年数を用いた評価方法へと改められた（乙 B 1、4）。このような改正がされたのは、平成 22 年改正前の相続税法 24 条 1 項 3 号が定める割合や倍数が、昭和 25 年当時の金利水準や平均寿命を基に算定されたものであり、その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長により、改正前の規定に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いものになっていたことや、平成 22 年改正前の評価方法は、定期金保険契約に関する権利の評価を簡易な方法により計算する仕組みとして機能してきたものの、コンピューターの発達等により、この簡易な方法を使わなければならない状況ではなくなったこと等の社会情勢の変化等によるものであった（乙 B 4）。施行令 5 条の 9 及び施行規則 12 条の 6 が、このような平成 22 年改正を踏まえて定められたものであることを踏まえると、相続税法 24 条 1

項3号ハが施行令5条の9に、同条が施行規則12条の6に、「余命年数」の算出についてそれぞれ委任した主な趣旨は、「余命年数」の具体的内容については、上記のような社会情勢の変化等を踏まえて規定する必要があるところ、法律によってこれを定めると迅速性に欠けることから、命令に委任したことにあるものと解される。

(イ) 「余命年数」として平均余命を用いることの合理性について

「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的とされた者」があと何年生きられるかは客観的に確定しておらず、同人に係る余命年数は判明していない。そこで、上記権利の価額を評価するに当たり、「余命年数」として、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値である平均余命を用いることは、その文理にも沿うものであるし、課税の客観性、明確性及び公平性の見地からみても一定の合理性があると認められる。そして、このような評価方法が相続税法24条1項3号ハ及びその委任の趣旨に反するとはいえない。

なお、「余命年数」との文理からすれば、「余命年数」として、0歳の平均余命である平均寿命を用いることも考えられるが、「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的とされた者」が平均寿命を超える年齢であった場合の「余命年数」の計算方法が明らかでない上、上記期待値としての精度は各年齢における平均余命を用いる場合と比べて劣ることが明らかであり、採用し難い。

(ウ) 小括

前記(ア)で説示した相続税法24条1項3号ハ及びその委任の趣旨からすれば、同号ハが、余命年数について、将来の給付を確実に見込むことができるものでなければならぬことを求める趣旨を含んでいるとはいえないし、前記(イ)のとおり、余命年数として平均余命を用いることに一定の合理性があることからすれば、「余命年数」について定める施

行令5条の9及び施行規則12条の6は、相続税法24条1項3号ハによる委任の範囲を逸脱した無効なものとはいえない。

したがって、原告らの主張を採用することはできない。

イ 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」に係る読替えが租税法律主義に反するとの主張について

原告らは、「当該契約に基づき」との文言を「当該権利に基づき」と、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と、それぞれ読み替えることが租税法律主義に反する旨主張する。

しかしながら、上記のような読替えや「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」として本件受給額を用いることができることは、前記(2)イにおいて説示したとおりであり、これが租税法律主義に反するものとはいえない。

なお、原告らは、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と被告が読み替えているとも主張するが、本件受給権に基づいて給付を受けるべき金額の年額が本件受給額を下回るものではないこと（前記(2)イ(1)c）からすれば、本件受給額は、生活費調整による増加分を織り込まないという点において評価上の安全性を考慮する形で「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算定したといえることができるものであって、原告らの主張するような読み替えをしたものではない。

したがって、原告らの主張を採用することはできない。

ウ 「当該契約に係る予定利率」を本件実効金利と読み替えることはできないとの主張について

a 原告らは、「予定利率」が基本的に変更できないものであるから、その総額が計算可能であるのに対し、実効金利は常に変動し、公的年

金に関する大きな制度変更も懸念されるため、将来の予想はつかないし、これに基づく総額の算定も不可能である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙C11）によれば、生命保険商品にも、予定利率を長期プライムレートなどの基準に連動させ可變的にする、変動金利型（予定利率変動型）保険商品があると認められるのであり、相続税法24条1項3号は、「予定利率」が変動せず、常に総額が算定可能であることを前提としているものとは解されない。

したがって、原告らの主張は、その前提を欠き、採用することができない。

b 原告らは、社会保障年金信託基金の運用利回りである実効金利と各回の年金給付との間に直接の関連性はないから、本件受給権の「予定利率」として本件実効金利を用いることに合理性はない旨主張する。

しかしながら、前記(2)ウ(イ)で説示したとおり、予定利率は給付される保険金の額を直接算定するものではなく、平成22年改正によって、相続税法24条1項が予定利率を用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨に照らし、「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき利率は、必ずしも、当該利率に基づいて定期金給付額が直接定まるものであることまで要するものではない。

したがって、原告らの主張を採用することはできない。

c 原告らは、「予定利率」に代わる合理的な利率としては、実効金利ではなく、米国の国債に基づいて計算される年利率がこれに相当するといふべきである旨主張する。

しかしながら、本件全記録によっても、米国の国債に基づいて計算される年利率と本件受給権に基づく給付金との関連性が高く、実効金利に代わってこれを採用すべきであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告らの主張を採用することはできない。

3 争点3 (本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか) について

(1) 厚生年金保険法による遺族年金等については相続税の課税対象とならない一方、本件受給権については相続税の課税対象となるところ、このような取扱いの相違は、前記1(2)イのとおり、厚生年金保険法41条2項等の個別法における規定の有無によるものである。そして、本件受給権を含む国外公的年金受給権について、個別法に規定を設けてこれを課税対象としないものとするか否かについては、立法府の総合的な政策判断等に基づく裁量の範囲に属する事柄であるというべきである。

そして、証拠(乙C14、15)によれば、遺族年金の性格は、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③老齢年金の代替・補足(高齢遺族の所得保障)、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承に整理されるところ、各国の遺族年金において、前記①から④のいずれの性格を含むか、どの性格を重視するかは国によって異なること、その支給水準についても、受給期間や受給額の算定方法が国によって様々であることがそれぞれ認められるのであって、年金制度全体やその中の遺族年金の位置付け、遺族年金の支給水準等は国によって様々であるといえることができる。このことに加え、厚生年金保険法による遺族年金等については、遺族の生活安定に必要な資金であるといった政策的配慮から例外的に非課税としたものであることを踏まえると、様々な性格を有する国外の遺族年金受給権を、国内の遺族年金受給権と同様に、一律に相続税の課税財産としないとするは必ずしも適当ではないというべきである。そうすると、米国遺族年金の受給権である本件受給権について、相続税の課税対象としない旨の規定を設けなかったとしても、そのことから直ちに立法府の裁量の範囲を逸脱し、これを濫用したこととなるものではない。

そして、本件受給権について相続税の課税対象としない旨の個別の規定が設けられていないことを前提に、本件受給権が課税財産に当たるものとして行われた本件更正処分等についても、合理性を欠くということとはできない。

したがって、本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するとはいえない。

(2) なお、原告らは、国内外の公的年金受給権については、いずれも相続税の課税対象外になっていることを前提として、本件受給権に合理的理由なく相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反すると主張するが、本件受給権を始めとする国外の公的年金受給権について相続税の課税対象となり、その評価が可能であることについては、前記1及び2において説示したとおりである。

したがって、原告らの主張は、その前提を欠くものであり、採用することはできない。

4 本件更正処分等の適法性

(1) 以上を前提として本件妻の相続税の納付すべき税額を計算すると、別紙2「本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」の1記載のとおりとなり（納付すべき税額につき、同別紙の1(2)カ(7)）、本件更正処分における納付すべき税額（別表1の「納付すべき税額」欄）と同額になるから、本件更正処分は、適法である。

(2) そして、本件更正処分が適法である場合に賦課すべき過少申告加算税の額は、別紙2の3(1)記載のとおりであるところ、本件妻は、本件相続税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて通則法65条4項1号に定める「正当な理由」があるとはいえないから、これと同額の過少申告加算税を課した本件賦課決定処分も適法である。

第4 結論



よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文
のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

5

裁判長裁判官

篠田 賢治 

10

裁判官

高部 祐未 

裁判官

下山 雄司 

(別紙1)

関係法令等の定め

1 相続税法

5 (1) 3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

相続税法3条1項柱書き及び同項6号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金(これに係る一時金を含む。)に関する権利で契約に基づくもの以外のもの(恩給法の規定による扶助料に関する権利を除く。)を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者が、当該定期金に関する権利(同項2号に掲げる給与に該当するものを除く。)を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定している。

10 (2) 11条の2(相続税の課税価格)

相続税法11条の2第1項は、相続又は遺贈により財産を取得した者が同法1条の3第1項1号又は2号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする旨規定している。

15 (3) 22条(評価の原則)

相続税法22条は、同法第3章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による旨規定している。

20 (4) 24条(定期金に関する権利の評価)

ア 相続税法24条1項は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の(ア)から(エ)までに掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による旨規定している。

(ア) 有期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（1号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額（1号ロ）
- c 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。3号ハにおいて同じ。）を乗じて得た金額（1号ハ）

(イ) 無期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（2号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額（2号ロ）
- c 当該契約に関する権利を取得した時における、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額を、当該契約に係る予定利率で除して得た金額（2号ハ）

(ウ) 終身定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（3号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとした

ならば給付されるべき当該一時金の金額（3号ロ）

- c 当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額（3号ハ）

(エ) 3条1項5号に規定する一時金 その給付金額

- イ 相続税法24条5項は、同条1項から4項までの規定は、同法3条1項6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用する旨規定している。

2 相続税法施行令（施行令）

施行令5条の9は、相続税法24条1項3号ハに規定する余命年数として政令で定める年数は、同号の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命とする旨規定している。

3 相続税法施行規則（施行規則）

(1) 12条の5（複利年金現価率）

施行規則12条の5第1項は、相続税法24条1項1号ハに規定する複利年金現価率は、1から特定割合（同項の定期金給付契約に係る予定利率に1を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもって1を除して得た割合をいう。）を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合（当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする旨規定し、施行規則12条の5第2項は、同条1項に規定する給付期間の年数は、同条2項各号に掲げる定期金の区分に応じ、当該各号に定める年数とする旨規定し、同項2号は、終身定期金の上記給付期間の年数について、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る施行令に規定する余命年数とする旨規定している。

(2) 12条の6（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）

5 施行規則12条の6は、施行令5条の9に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする旨規定している。

4. 相続税法基本通達（昭和34年1月28日付け直資10による国税庁長官通達。乙B6）。

(1) 3-46（契約に基づかない定期金に関する権利）

10 相続税法基本通達3-46は、相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」には、同通達3-29の定めに該当する退職年金の継続受取人が取得する当該年金の受給に関する権利のほか、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法の規定による遺族年金等があるのであるが、これらの法律による遺族年金等については、それぞれそれらの法律に非課税規定が設けられているので、相続税は課税されないことに留意する旨定めている。

(2) 24-4（解約返戻金の金額等がない場合）

20 相続税法基本通達24-4は、相続税法24条1項1号に規定する有期定期金の評価に当たって、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる金額により評価する旨定めるとともに、相続税法24条1項2号及び3号の規定の適用に当たっても同様である旨定めている。

ア 相続税法24条1項1号イに規定する解約返戻金の金額がない場合

同号ロ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。

イ 相続税法24条1項1号ロに規定する一時金の金額がない場合

同号イ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。

25 ウ 相続税法24条1項1号イに規定する解約返戻金の金額及び同号ロに掲げる一時金の金額がない場合

同号ハの金額による。

5 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56ほかによる国税庁長官通達。乙B7）

(1) 4-3（邦貨換算）

5 財産評価基本通達4-3は、外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による旨定めている。

(2) 4-4（基準年利率）

15 財産評価基本通達4-4は、同通達第2章以下に定める財産の評価において適用する年利率は、別に定めるものを除き、年数又は期間に応じ、日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率（基準年利率）によることとする旨定めている。

(3) 200（給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額）

20 財産評価基本通達200は、相続税法24条1項1号ハ、同項2号ハ及び同項3号ハに規定する「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、これらの規定の定期金給付契約に基づき1年間に給付を受けるべき定期金の金額により、次に掲げる場合における「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」については、それぞれ次によるものとする旨規定している。

ア 有期定期金に係る定期金給付契約のうち、年金により給付を受ける契約（年1回一定の金額が給付されるものに限る。）以外の契約の場合

省略

イ 終身定期金に係る定期金給付契約のうち、1年間に給付を受けるべき定期

金の金額が毎年異なる契約の場合

当該定期金給付契約に関する権利を取得した時後当該契約の目的とされた者に係る余命年数の間に給付を受けるべき金額の合計額を当該余命年数で除して計算した金額

5 (4) 200-3 (完全生命表)

財産評価基本通達200-3は、施行規則12条の6に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる旨定めている。

(5) 200-6 (予定利率)

10 財産評価基本通達200-6は、相続税法24条及び25条の規定により定期金給付契約に関する権利を評価する場合の「予定利率」は、当該定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る「予定利率」をいうことに留意する旨定めている。

以上

(別紙2)

本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件更正処分の根拠

5 本件妻の本件相続税の納付すべき税額は、別表3「課税価格等の計算明細表」
のとおりであり、その計算根拠は、以下のとおりである。

(1) 課税価格の合計額(別表3順号11の「合計額」欄の金額)

2億1311万1000円

10 上記金額は、本件相続人らが本件相続により取得した下記アの財産の価額(別
表3順号7の各人欄の金額)から、本件相続人らが負担した下記イの債務等の金
額(同表順号8の各人欄の金額)をそれぞれ控除した金額につき、国税通則法(令
和4年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。)118条1項
の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額(同表順号11
の各人欄の金額)を合計した金額である。

15 ア 取得財産の価額(別表3順号7の「合計額」欄の金額)

2億1508万2747円

上記金額は、次の(ア)から(カ)までの金額の合計額である。

(ア) 土地の価額(別表3順号1の「合計額」欄の金額)

3621万0808円

20 上記金額は、本件妻が本件相続により取得した土地の価額の合計額であ
り、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の⑥欄
の金額である。

(イ) 家屋、構築物の価額(別表3順号2の「合計額」欄の金額)

838万7136円

25 上記金額は、本件妻が本件相続により取得した家屋の価額の合計額であ
り、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の⑩欄

の金額である。

(ウ) 有価証券の価額(別表3順号3の「合計額」欄の金額)

5882万1760円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した有価証券の価額の合計額であり、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の⑳欄の金額である。

(エ) 現金、預貯金等の価額(別表3順号4の「合計額」欄の金額)

5702万2531円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した現金及び預貯金等の価額の合計額であり、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の㉑欄の金額である。

(オ) 家庭用財産の価額(別表3順号5の「合計額」欄の金額)

50万円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した家庭用財産の価額の合計額であり、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の㉒欄の金額である。

(カ) その他の財産の価額(別表3順号6の「合計額」欄の金額)

5414万0512円

上記の金額は、本件相続人らが本件相続により取得したその他の財産の価額の合計額であり、その内訳は、別表4「その他の財産の明細書」のとおりである。

このうち、別表4の順号1から21までの各財産の価額の合計額1819万6590円は、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の㉓欄の金額と同額である。

また、同表順号23の本件受給権は、争点2(被告の主張)のとおり、本件妻が相続税法3条1項6号の規定により本件被相続人から相続によ

り取得したものとみなされる財産であり、その価額3594万3922円は、争点2（被告の主張）のとおり、相続税法24条5項により同条1項3号ハの規定を準用して評価したものである。

イ 債務等の金額(別表3順号8の「合計額」欄の金額)

5

197万0300円

上記金額は、本件被相続人の債務及び同人に係る葬式費用の合計額であり、本件修正申告書第15表(乙A6・15枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額である。

(2) 本件相続人らの本件相続税の納付すべき税額

10

ア 課税遺産総額(別表5順号3の金額)

1億5311万1000円

上記金額は、上記(1)の課税価格の合計額から、相続税法15条の規定により、3000万円と600万円に本件相続に係る相続人の数である5を乗じた金額3000万円との合計額6000万円(別表5順号2の金額)を控除した後の金額である。

15

イ 法定相続分に応ずる取得金額(別表5順号5の各金額)

(ア) 本件妻 7655万5000円

(イ) 原告ら(1人当たりの取得金額) 1913万8000円

上記金額は、相続税法16条の規定により、上記アの金額に当該各相続人の法定相続分に相当する割合(別表5順号4の割合)をそれぞれ乗じて算出した金額である。

20

ウ 相続税の総額(別表3順号12の「合計額」欄及び別表5順号7の金額)

2544万9300円

上記金額は、上記イの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した各金額(別表5順号6の各金額)の合計額である。

25

エ 本件相続人らの算出税額(別表3順号14の各金額)

(ア) 本件妻 2485万0776円

(イ) 原告長男 59万8523円

上記各金額は、相続税法17条の規定により、上記ウの金額に、本件相続人らの各課税価格が上記(1)の課税価格の合計額に占める割合(別表3順号13の各あん分割合)を乗じて算出した金額である。

オ 配偶者の税額軽減額(別表3順号15の「本件妻」欄の金額)

1910万6887円

上記金額は、相続税法19条の2の規定により、本件妻の算出税額から控除すべき配偶者の税額軽減額であり、その計算根拠は、別表6「配偶者の税額軽減額の計算明細書」のとおりであり、当該金額は同表順号13「配偶者の税額軽減額」欄の金額である。

カ 本件相続人らの納付すべき本件相続税の額(別表3順号16)

(ア) 本件妻 574万3800円

(イ) 原告長男 59万8500円

上記金額のうち、本件妻の金額は、上記エ(ア)の算出税額から上記オの配偶者の税額軽減額を控除した後の金額について、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

また、原告長男の金額は、上記エ(イ)の算出税額について、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

20 2 本件更正処分の適法性

本件妻の納付すべき本件相続税の額は、上記1(2)カ(ア)のとおりであるところ、当該納付すべき税額は、本件更正処分における本件妻の納付すべき相続税額(甲A1・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊸欄の金額)と同額であるから、本件更正処分は適法である。

25 3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件妻に賦課される過少申告加算税の額(別表7順号13の金額)


68万7000円

上記2で述べたとおり、本件更正処分は適法であるところ、本件妻は、本件相続税の納付すべき税額を過少に申告していたものであり、そのことについて通則法65条4項1号に規定する正当な理由は存しない。

したがって、本件妻に賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項(後記ア・通常分の過少申告加算税)及び同条2項(後記イ・加重分の過少申告加算税)の規定に基づき、後記ア及びイの各金額の合計額である68万7000円となる。


ア 通常分の過少申告加算税の額(別表7順号3の金額)

45万8000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分により本件妻が新たに納付すべき税額458万円(574万3800円(甲A1・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊸欄の金額)から、116万1400円(本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「」欄の「㊸修正申告額」の㊸欄の金額)を控除した後の金額。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて計算した金額45万8000円となる。

イ 加重分の過少申告加算税の額(別表7順号12の金額)

22万9000円

上記金額は、通則法65条2項の規定に基づき、本件更正処分によって本件妻が新たに納付すべき税額458万2400円(574万3800円(甲A1・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊸欄の金額)から、116万1400円(本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「」欄の「㊸修正申告額」の㊸欄の金額)を控除した後の金額が、当該納付すべき税額458万2400円に本件相続税に係る

累積増差税額82万1200円(本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「 」欄の「㊦修正する額(㊥-㊦)」の㊨欄の金額)を加算した税額540万3600円から本件妻の本件相続税に係る期限内申告税額に相当する金額34万0200円(相続税申告書第1表(乙A5・1枚目)の「 」欄の㊨欄の金額)と50万円とのいずれか多い方の金額である50万円を控除した税額である490万3600円に満たないことから、本件更正処分により本件妻が新たに納付すべき税額458万円(574万3800円(甲A1・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊨欄の金額)から、116万1400円(本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「 」欄の「㊥修正申告額」の㊨欄の金額)を控除した後の金額。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の5の割合を乗じて計算した金額22万9000円となる。

(2) 本件賦課決定処分の適法性

本件妻に賦課される過少申告加算税の額は、上記(1)のとおり68万7000円であるところ、この金額は、本件賦課決定処分における金額(甲A1・1枚目・「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の「納付すべき加算税の額」の「過少申告加算税」欄の金額)と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

(別表1)

課税処分の経緯

(単位：円)

順号	区 分	年 月 日	課税価格	納付すべき税額	過少申告 加算税
1	当初申告(期限内)	令和3年2月2日	163,762,000	340,200	
2	修正申告	令和4年12月28日	172,155,000	1,161,400	
3	過少申告加算税の 賦課決定処分	令和5年2月10日			98,000
4	更正処分及び 過少申告加算税の 賦課決定処分	令和5年3月31日	208,099,000	5,743,800	687,000

(別表 2)

本件受給権の価額の評価明細書

順号	区分	金額等
1	給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額	19,044米国ドル
2	余命年数	24年
3	予定利率	0.026
4	複利年金現価率	17.689
5	米国ドル建てによる本件受給権の価額(順号1×順号4)	336,869米国ドル
6	邦貨換算レート	106.70円
7	邦貨換算後の本件受給権の価額(順号5×順号6)	35,943,922円

(注) 1 順号2の年数は、相続税法施行令5条の9(定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数)及び相続税法施行規則12条の6(定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命)並びに財産評価基本通達200-3(完全生命表)の定めにより、厚生労働省作成の第22回完全生命表に掲げる本件妻の年齢及び性別に応じた平均余命である24.24年について、1年未満の端数を切り捨てた後の年数である。

2 順号3の予定利率は、本件実効金利(乙C7・9枚目)である。

3 順号4の複利年金現価率は、相続税法施行規則12条の5(複利年金現価率)第1項及び第2項2号の規定による算式に、次のとおり、順号2の年数及び順号3の予定利率を当てはめて算出(小数点以下3位未満の端数を四捨五入)したものである(乙A8「⑥複利年金現価率は、」参照)。

$$\frac{1}{0.026} \times \frac{1}{(1+0.026)^{24}} = 17.689$$

4 順号6の邦貨換算のレートは、財産評価基本通達4-3《邦貨換算》の定めにより本件被相続人に係る相続税の課税時期()において本件妻の取引金融機関である 銀行が公表する最終為替相場(対顧客直物電信買相場(TTB))である。

(別表3)

課税価格等の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	合計額	本件妻	原告長男
1	土地	36,210,808	36,210,808	0
2	取得財産の価額 家屋、構築物	8,387,136	8,387,136	0
3	有価証券	58,821,760	58,821,760	0
4	現金、預貯金等	57,022,531	57,022,531	0
5	家庭用財産	500,000	500,000	0
6	その他の財産	54,140,512	48,240,512	5,900,000
7	合計	215,082,747	209,182,747	5,900,000
8	債務等	1,970,300	1,083,100	887,200
9	差引純資産価額 (順号7 - 順号8)	213,112,447	208,099,647	5,012,800
10	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	0	0	0
11	課税価格 (順号9 + 順号10)	213,111,000	208,099,000	5,012,000
12	相続税の総額 (別表5順号7の金額)	25,449,300		
13	あん分割合 (順号11の各人欄 順号11の「合計額」欄)	1	$\frac{208,099,000}{213,111,000}$	$\frac{5,012,000}{213,111,000}$
14	算出税額 (順号12の「合計額」欄×順号13の各人欄)	25,449,300	24,850,776	598,523
15	配偶者の税額軽減額	19,106,887	19,106,887	0
16	納付すべき相続税額	6,342,300	5,743,800	598,500

- (注) 1 順号1ないし5、8、10の各欄の金額は、本件修正申告書第15表(修正申告用)(乙A6・15枚目)の⑥、⑩、②、③、④、⑤及び⑥の各欄の金額と同額である。
- 2 順号6の「本件妻」欄の金額は、本件修正申告書第15表(修正申告用)(乙A6・15枚目)の「 」欄の②欄の金額(12,296,590円)と別表2の順号7(35,943,922円)を合計した金額である。
- 3 順号6の「原告長男」欄の金額は、本件修正申告書第15表(修正申告用)(乙A6・15枚目)の「 」欄の②欄の金額(5,900,000円)である。
- 4 順号11「課税価格」の各人欄の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 5 順号15「配偶者の税額軽減額」欄の金額は、別表6の順号13「配偶者の税額軽減額」欄の金額である。
- 6 順号16「納付すべき相続税額」の各人欄の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(別表4)

その他の財産の明細書

(単位:円)

順号	財産の明細	合計額	本件妻	原告長男
1	■	350,614	350,614	0
2	配	54,186	54,186	0
3	当	71,717	71,717	0
4	期	169,331	169,331	0
5	待	191,244	191,244	0
6	権	39,843	39,843	0
7	所得税還付金(令和2年分準確定申告書)	265,731	265,731	0
8	■年金(■分)	4,383,100	4,383,100	0
9	■年金(■分)	1,122,500	1,122,500	0
10	未取給料(■)	246,300	246,300	0
11	貸付金	5,900,000	0	5,900,000
12	電話加入権	3,000	3,000	0
13	自動車(H22年式■)	200,000	200,000	0
14	自動車(H9年式■)	20,000	20,000	0
15	ゴルフ会員権(■)	840,000	840,000	0
16	ゴルフ会員権(■)	56,000	56,000	0
17	各自治体還付金	417,224	417,224	0
18	当初申告差額分	9,000	9,000	0
19	貸付金債権	3,000,000	3,000,000	0
20	解約返戻金相当額(■がん保険)	779,600	779,600	0
21	立替金(固定資産税負担金 那須町分)	77,200	77,200	0
22	小計 (順号1ないし順号21)	18,196,590	12,296,590	5,900,000
23	本件受給権	35,943,922	35,943,922	0
24	合計	54,140,512	48,240,512	5,900,000

(注) 1 順号1ないし21の各欄の金額は、本件修正申告書第11表(相続税がかかる財産の明細書)(乙A6・10枚目及び11枚目)の「その他の財産」に記載されている各財産の各欄の金額と同額である。

2 順号23「本件受給権」の「合計額」欄及び「本件妻」欄の金額は、別表2順号7の金額である。

(別表5)

相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	本件妻	原告ら
1	課税価格の合計額	213,111,000	
2	遺産に係る基礎控除額	60,000,000	
3	課税遺産総額 (順号1 - 順号2)	153,111,000	
4	法定相続分	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{8} \times 4$ 名
5	法定相続分に応ずる取得金額	76,555,000	19,138,000 × 4名
6	相続税の総額の基となる税額	15,966,500	2,370,700 × 4名
7	相続税の総額	25,449,300	

- (注) 1 順号1「課税価格の合計額」欄の金額は、別表3の順号11「課税価格」の「合計額」欄の金額である。
- 2 順号2「遺産に係る基礎控除額」欄の金額は、「3000万円+600万円×5人(相続税法15条2項に規定する相続人の数)」の算式により求めた金額である。
- 3 順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額は、順号3の金額に順号4「法定相続分」の割合を乗じ、相続税法基本通達16-3の定めにより、それぞれ1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 4 順号6「相続税の総額の基となる税額」欄の各金額は、順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額に、相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額である。
- 5 順号7「相続税の総額」欄の金額は、順号6「相続税の総額の基となる税額」の各相続人の金額の合計額である。

(別表6)

配偶者の税額軽減額の計算明細書

(単位：円)

順号	区分	本件妻
1	課税価格の合計額 のうち配偶者の法定 相続分相当額	課税価格の合計額 (別表3順号11の「合計額」欄の金額)
2		法定相続分 (別表5順号4の「本件妻」欄の割合)
3		順号1×順号2 (1億6千万円に満たない場合は1億6千万円)
4	配偶者の税額軽減額 を計算する場合 の課税価格	分割財産の価額
5		債務及び葬式費用の金額 (別表3順号8の「本件妻」欄の金額)
6		純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (別表3順号10の「本件妻」欄の金額)
7		順号4－順号5＋順号6(千円未満切り捨て)
8	配偶者の税額軽減 の基となる金額	相続税の総額 (別表5順号7の金額)
9		順号3と順号7の金額のうちいずれか少ない方の金額
10		課税価格の合計額 (別表3順号11の「合計額」欄の金額)
11		順号8×順号9÷順号10
12	配偶者の税額軽減の限度額	
13	配偶者の税額軽減額 (順号11と順号12のうちいずれか少ない方の金額)	

(注) 1 順号4の金額は、別表3の順号7「合計」の「本件妻」欄の金額と同額である。

2 順号12の金額は、別表3の順号14「算出税額」の「本件妻」欄の金額と同額である。

(別表 7)

加算税の額の計算明細書

(単位：円)

順号	区分	本件妻
1	通常分	加算税の額の基礎となる税額 (1万円未満切り捨て)
2		4,580,000
3		加算税の割合 $\frac{10}{100}$
4	加重分	加算税の額 (順号1×順号2)
5		458,000
6		本件更正処分にに基づき納付すべき税額
7		4,582,400
8		本件相続税に係る累積増差税額
9		821,200
10		順号4+順号5
11		5,403,600
12		本件相続税に係る期限内申告税額
13		340,200
14	加重分	順号7と50万円のいずれか多い金額
15	500,000	
16	加重分	順号6のうち、順号8の金額を超える部分に相当する 税額
17	4,903,600	
18	加重分	加算税の額の基礎となる税額(1万円未満切り捨て) (順号4と順号9のいずれか少ない方)
19	4,580,000	
20	加重分	加算税の割合 $\frac{5}{100}$
21	加重分	加算税の額 (順号10×順号11)
22	229,000	
23	加重分	過少申告加算税の額 (順号3+順号12)
24	687,000	

- (注) 1 順号1及び4の金額は、相続税の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書(甲A1・1枚目)の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の②欄の金額から、本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「」欄の「③修正申告額」の②欄の金額を控除した後の金額である。
- 2 順号5の金額は、本件修正申告書第1表(乙A6・1枚目)の「」欄の「④修正する額(③-①)」の②欄の金額である。
- 3 順号7の金額は、相続税申告書第1表(乙A5・1枚目)の「」欄の②欄の金額である。

これは正本である。

令和 8 年 2 月 2 5 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 齊藤裕記

